

## あいおい損保・ニッセイ同和損保の株式のお取扱いについてよくあるご質問

Q 1 . 経営統合によって、これまで持っていたあいおい損保・ニッセイ同和損保の株式はどのように変わったのですか。

A 1 . 2010 年 4 月 1 日をもって、あいおい損保・ニッセイ同和損保の株主の皆さまがお持ちであった株式は、以下の割合で当社の株式と交換されました。

株式交換により、2 社の株式に代えて当社の株式をお持ちになることとなった株主の皆さまには、株式の数につきまして、当社から個別にご案内いたします。( 4 月下旬予定 )

	2010 年 3 月 31 日以前	2010 年 4 月 1 日以降
あいおい損保の株主の皆さま	あいおい損保の株式 1 株	当社の株式 0.190 株
ニッセイ同和損保の株主の皆さま	ニッセイ同和損保の株式 1 株	当社の株式 0.191 株

当社の株式の数が 1 株未満となった株主の皆さまについては、このご案内の対象となりません。( Q 4 に関するご案内のみとなります。 )

Q 2 . あいおい損保・ニッセイ同和損保の単元未満株式は、どのように変わったのですか。

A 2 . 単元未満株式についても、単元株式と同様に、当社の株式と交換されました。

当社の株式の単元は 100 株ですので、株式交換の結果生じた単元未満株式 ( 100 株未満の株式 ) につきましては、単元未満株式の買取・買増請求が可能です。このご請求につきましては、お取引の証券会社 ( 特別口座で管理されている場合には、三菱 U F J 信託銀行 ) にご相談ください。

Q 3 . 経営統合にあたって、あいおい損保・ニッセイ同和損保の株主が自分で行わなくてはならない手続きはありますか。

A 3 . 株主の皆さまご自身によるお手続きは必要ありません。あいおい損保・ニッセイ同和損保の株主の皆さまが保有されていた 2 社の株式はすべて、2010 年 4 月 1 日をもって、自動的に当社の株式に交換されております。

Q 4 . 2010 年 4 月に保有する株式の数が変わった際、1 株に満たない端数が生じたようです。このような端数はどうすればよいのですか。

A 4 . 株式交換によって生じた 1 株に満たない端数は、法律の定めに従って、当社がその端数に相当する代金を株主の皆さまにお支払いいたします。( 法律上、1 株に満たない数の株式を交付することはできません。 )

端数の代金のお支払いにつきましては、該当する株主の皆さまに個別にご案内いたします。( 5 月下旬予定 )

Q 5 . あいおい損保・ニッセイ同和損保の株主に、2009 年度の期末配当金は支払われるのですか ?

A 5 . あいおい損保・ニッセイ同和損保の 2009 年度の期末配当金は、2010 年 6 月頃、それぞれの会社から 2010 年 3 月 31 日時点での株主の皆さまに、お支払いする予定です。

Q 6 . まだ受け取っていない配当金があります。どうすれば受け取ることができますか？

A 6 . 株主名簿管理人である住友信託銀行 ( ☎0120-176-417 ) にお申し出ください。三菱UFJ信託銀行ではお手続きできませんので、ご注意ください。

なお、定款の定めにより、お支払いの開始の日から満3年を経過した配当金はお支払いできませんので、お早めにお手続きください。

Q 7 . 持っている株式を売買することはできますか。

A 7 . 2010年4月1日から、お持ちの当社の株式を売買していただくことができます。(お持ちであったあいおい損保・ニッセイ同和損保株式会社につきましては、2010年4月1日をもって当社の株式に交換されました。)

当社の株式の売買につきましては、お取引の証券会社(特別口座で管理されている場合には、三菱UFJ信託銀行)にご相談ください。

以 上